

ビルメンテナンス業の皆さまへ

「ロープ高所作業」での死亡事故が多発しています



過去3年間（平成29年1月から令和元年12月）、都内のビルメンテナンス業において、ロープ高所作業中（準備作業中も含む）の墜落による**死亡災害が5件発生**しています。

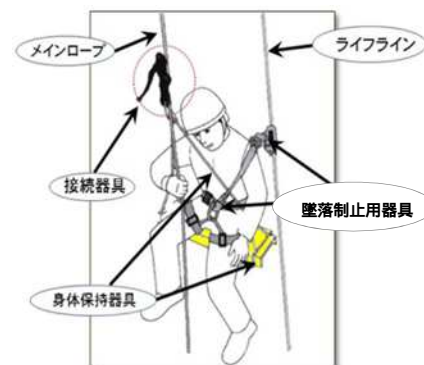
「ロープ高所作業」とは、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（ロープ使用）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業のことです。



ロープ高所作業における危険の防止に係る規定（平成28年1月1日施行）

1 ライフラインの設置 安衛則第539条の2

ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、墜落制止用器具を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例

2 メインロープ等の強度等 安衛則第539条の3

メインロープ等は、十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないものを使用し、次の事項は複数人で確認してください。

- メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること。
- メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さを有すること。
- 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、覆いを設けるなど切断を防止するための措置を行うこと。
- 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けること。なお、接続器具は、使用するメインロープに適合したものをを用いる必要があります。



3 調査及び記録 安衛則第539条の4

ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する必要があります。

作業箇所とその下方の状況

メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況

作業箇所と 支持物に通じる通路の状況

切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態

4 作業計画 安衛則第539条の5

調査結果を踏まえ、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、次の項目が示された作業計画を定め、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行う必要があります。

作業の方法と順序

作業に従事する労働者の人数

メインロープとライフラインを緊結する

ためのそれぞれの支持物の位置

使用するメインロープ等の種類と強度

使用するメインロープとライフラインの長さ

切断のおそれのある箇所と切断防止措置

メインロープとライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置

物体の落下による労働者の危険を防止するための措置

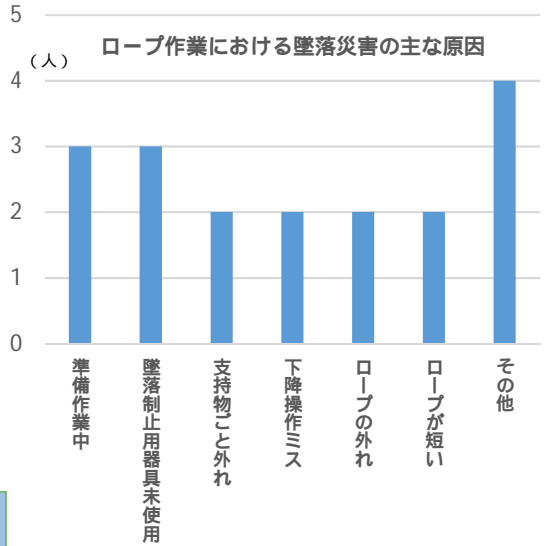
労働災害が発生した場合の応急の措置

ロープ高所作業における労働災害発生状況（平成29年～令和元年）

平成29年以降、ロープ高所作業による休業4日以上の上落災害が18件発生しています。うち死亡災害が5件、2か月以上の休業災害が11件と重篤な災害が多いことが特徴です。

墜落災害の約5割がメインロープ等の緊結、切断防止措置など、ロープの取扱方法が原因です。特別教育を行い、メインロープ等の緊結状態は、作業指揮者などによる複数人での確認を徹底してください。

また、屋上などでメインロープ等の設置作業中の墜落事故も発生しています。準備作業においても、墜落制止用器具の使用（フルハーネス型が原則です。）を徹底してください。



ロープ高所作業の死亡災害事例（平成29年～令和元年）

年月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
		年齢	起因物	
		経験		
平成29年1月	ビルメンテナンス業	清掃員	墜落、転落	2階建てビルのガラス清掃業務で、ガラス外面の清掃のためロープ高所作業を行う予定であった被災者が、路上に倒れていた。
		40歳代	建築物、構築物	
		20年以上30年未満		
平成29年11月	ビルメンテナンス業	清掃員	墜落、転落	マンション11階の窓ガラスを安全装備を外した状態（作業計画にはない方法）で吸盤のみを用いて作業を行っていた被災者が地上まで墜落した。
		30歳代	建築物、構築物	
		1年以上5年未満		
平成31年1月	ビルメンテナンス業	清掃員	墜落、転落	被災者は、ブランコ作業にてビルのガラス清掃を行っていたところ、メインロープが支持物から外れ、ライフラインを設けていなかったため、地上まで墜落した。
		50歳代	その他の用具	
		30年以上		
平成31年1月	ビルメンテナンス業	清掃員	墜落、転落	被災者は、建築物屋上にて、高所ガラスの清掃作業を行う準備作業を行っていたところ、墜落した。
		20歳代	建築物、構築物	
		1年以上5年未満		
平成31年2月	ビルメンテナンス業	清掃員	墜落、転落	被災者は、屋上の鉄架台を吊元としてブランコを設置し、ビルの窓ガラス清掃作業を行っていたところ、吊元強度不足のため、ブランコとともに地上に墜落した。
		50歳代	その他の用具	
		20年以上30年未満		